

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
共同研究講座規則

〔 令和 7 年 1 月 2 日
規則 第 1 4 号 〕

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）が、企業又はその他の団体等（以下「企業等」という。）との共同研究に関連して、機構内に共同研究講座（以下「講座」という。）を設置することにより、学術研究及び技術開発を促進し、もって学術・イノベーション創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において「講座」とは、特定の共同研究課題に基づき、当該研究及び教育推進を目的として設置される、一定期間機構内の機構の下又は次項に定める「研究所等」の下に設けられる研究組織をいう。

2 「研究所等」とは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構組織規程第2条第1項第1号から第4号に規定する2研究所、2研究施設及び第3条第1項に規定する研究拠点組織をいう。

第2章 講座の設置及び運営

(名称)

第3条 講座には、当該講座における研究の内容に関する名称を付するものとする。

2 講座の名称には、企業等から申し出があった場合は、企業等の名称が明らかとなるような名を前項の名称に付加することができる。

(講座の設置)

第4条 講座の設置を希望する企業等は、所定の共同研究講座設置申請書（以下「申請書」という。）を機構長又は研究所等の下に設置するときは関連する研究所等の長に提出するものとし、研究所等の長は第1条の目的に照らし適当であると認められるものについて、速やかに機構長に提出するものとする。

2 申請書には、講座名称、設置希望期間、講座責任者、設置場所、研究目的・内容、関係部局・協力者等、経費内訳、企業等の概要等を記載するものとする。

3 機構長は、前二項の申請に際し、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構研究費等受入審査会の審査を踏まえた上で、所長会議及び役員会の審議を経て設置の可否を決定するものとする。

(講座責任者)

第5条 講座には責任者（以下「講座責任者」という。）を置く。講座責任者は、機構の教授又は准教授、若しくはこれらに相当する者とし、講座の研究及び運営に関する責任を負う。

(契約書の締結)

第6条 機構長は、講座の設置を決定したときは、研究目的、研究内容、設置期間、経費負

担等について明確に定めた契約書を企業等と締結するものとする。

(設置期間)

- 第7条 講座の設置期間は原則として1年以上5年以内とし、協議により更新することができる。
- 2 設置期間を更新する場合、企業等は講座責任者を通じて、原則として設置期間満了の2ヶ月前までに申請書を機構長又は研究所等の下に設置しているときは当該研究所等の長に提出するものとし、その後の手続きは設置の例による。

(内容等の変更)

- 第8条 講座が設置された後において、その内容を変更する場合の手続きは、共同研究講座設置変更届書を提出するものとし、設置の例に準じて行うものとする。

(講座構成員)

- 第9条 講座には、機構の教員のほか必要に応じて研究員、技術職員、事務職員等を配置することができる。これらの人員は、現に機構に従事している者又は企業等から受入れた経費により機構が雇用することができる。
- 2 本機構が企業等との協議に基づき、企業等において現に研究者等としての職務に従事している者（以下「企業等講座構成員」という。）を以下の各号の受入れ又は雇用とすることができる。
- (1) 高エネルギー加速器研究機構共同研究規程（以下「共同研究規程」という。）第7条に規定する共同研究員として受入れることができる。共同研究員として受入れたときは、共同研究規程第9条に規定する共同研究員受入料は徴収しない。また所定の手続きを経ることにより、高エネルギー加速器研究機構外来研究員取扱規程第2条第6号に規定する協力研究員として受入れることができる。
 - (2) 高エネルギー加速器研究機構客員教授等選考規程第6条に基づき、客員教授等を称せしめることができる。
 - (3) クロスアポイントメント制度に関する協議が成立した場合には、機構の身分として学術研究フェロー等とすることができます。

(講座構成員の職務)

- 第10条 講座構成員は、当該講座における研究に従事する。
- 2 前項の規定にかかわらず、企業等との協議により講座責任者又は研究所等の長が、特に教育研究上有益であると認められる場合は、講座構成員は当該講座における研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の研究等を行うことができる。また企業等講座構成員は機構の所属又は受入れている学生等の研究指導等に協力することができる。ただし、企業等講座構成員が学生等の研究指導等を担当する場合は、学生等の所属する相手方の大学等と協議し必要な手続きをとるものとする。

第3章 経費及び成果等

(経費の負担)

- 第11条 講座の設置及び運営に必要な経費は、その研究が実施される全期間にわたって必要な額を、一括して受入れることを原則とする。ただし、継続して受入れることが確実であるときは、毎年度必要な額を分割して受入れることができる。
- 2 前項の講座における必要な経費は、企業等が負担するものとし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 講座の実施のために必要となる人件費、謝金、旅費、施設・設備費、施設貸付料、消耗品等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）。直接経費の額は、機構と企業等との協議により決定するものとする。
- (2) 講座に係る直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）。間接経費の額は、直接経費の30%に相当する額とする。ただし、間接経費の額が10万円に満たない場合の間接経費の額は一律10万円とする。
- (3) 機構は、講座遂行上必要な場合には、直接経費の一部を負担することができる。

(経費の納付)

第12条 経費の納付は、機構が発行する請求書に定める期日までに行うものとする。支払遅延があった場合には、延滞金が発生することがある。

(講座による共同研究)

第13条 講座において企業等と機構が共同研究を実施する場合は、共同研究規程により、研究課題ごとに共同研究を別途締結するものとする。

(他の機関との共同研究等)

第14条 機構と企業等との合意に基づき、講座設置契約に係る企業等以外の機関（以下「第三者機関」という。）と、講座における研究に関連した共同研究、若しくは第三者機関への委託研究又は第三者からの受託研究を行うことができる。

(研究成果及び知的財産権の取扱い)

第15条 講座において得られた研究成果及び知的財産の帰属・実施に関しては、共同研究規程第18条から第20条に従うものとする。

第4章 報告・評価・廃止

(活動報告)

第16条 講座責任者は、毎年度末に講座の研究及び運営状況について報告書を作成し、機構長に提出しなければならない。

(講座の廃止)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合、講座責任者又は研究所等の長は直ちに廃止届を機構長に提出し、機構長は遂行上やむを得ないと認めるとときは講座の廃止を決定する。

- (1) 設置期間の満了
- (2) 研究の遂行が困難と認められる場合
- (3) 企業等からの申し出があった場合

第5章 雜則

(準用等)

第18条 本規則に定めのない事項については、共同研究規程及び関連する諸規程を準用し、共同研究講座の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。